

岐阜県公報

第四百三十九号
令和五年十月二十四日

(火曜日)

目次

公安委員会規則

岐阜県公安委員会が保有する公文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則

(総務課) 四八九ページ

告示

救急病院の認定

(医療整備課) 四八九

救急病院の申出の撤回

(同) 四九〇

耕地整理組合の組合長臨時代理者の指定

(農地整備課) 四九〇

保安林に指定する予定である旨の通知

(森林保全課) 四九〇

道路の区域変更

(道路維持課) 四九一

公示

県営土地改良事業の換地計画の決定

(農地整備課) 四九二

公安委員会規則

岐阜県公安委員会が保有する公文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月二十四日

岐阜県公安委員会
委員長 林 正子

岐阜県公安委員会規則第九号

岐阜県公安委員会が保有する公文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則
岐阜県公安委員会が保有する公文書の公開等に関する規則（平成十四年岐阜県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の二の次に次の一条を加える。
(費用負担)

第七条 条例第二十三条第二項に規定する刊行物その他の資料の写しその他の物品の供与を受けるものは、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第四百三十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、

次の医療機関を救急病院として認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和五年十月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

医 療 機 関 名	所 在 地	有 効 期 間
岐阜県厚生農業協同組合連合会岐阜・西濃医療センター 西濃厚生病院	揖斐郡大野町下磯二九三番地一	自 令和五・一〇・一 至 令和八・九・三〇

岐阜県告示第四百三十一号

次の医療機関から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったので、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条第二項の規定により告示する。

令和五年十月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

医 療 機 関 名	所 在 地	撤 回 年 月 日
岐阜県厚生農業協同組合連合会岐阜・西濃医療センター 揖斐厚生病院	揖斐郡揖斐川町三輪二五四七番地四	令和五・九・三〇

岐阜県告示第四百三十一号

土地改良法施行法（昭和二十四年法律第九十六号）第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる耕地整理法（明治四十二年法律第三十号）第七十三条第四項の規定により、次の者を中津川市駒場第三耕地整理組合の組合長臨時代理者に指定したので、同条第五項の規定により告示する。

令和五年十月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 住所

中津川市駒場一五二六番地の二三

二 氏名

篠原 道広

岐阜県告示第四百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年十月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市上宝町蔵柱字内ヶ洞五二〇四の一

二 指定の目的

水源の涵養^{かんよう}

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年十月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市長島町久須見字深山沢一八二六の八、一八五四の三、一八五四の一三、一八五四の一四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字深山沢一八二六の八・一八五四の三・一八五四の一三・一八五四の一四(以上四筆)について次の図に示す部分に限る。(

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年十月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市明宝奥住字大石二四六六の一・二四六八(以上二筆)について次の図に示す部

分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年十月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	上石津線	大垣市上石津町時山字東出七五番一地从先から同市同三六番一地从先まで	前	二二・一	一一〇・五	
	多賀線	同	後	二二・一	一一〇・五	

岐阜県告示第四百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年十月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
県道		稲羽 沢島線		羽島市上中町長間字若宮 一三九番一六地先から 同 市同 町一色字柳下 一八〇七番地先まで		後	前	後	前	後	前		
						三・〇 二・六 七	三・〇 三・〇			二・九	二・九		

岐阜県告示第四百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年十月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
県道		路線名		区 間		後	前	後	前	後	前		
						三・〇 二・六 七	三・〇 三・〇			二・九	二・九		

公 示

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業栗原地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

令和五年十月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

令和五年十月二十四日から

令和五年十一月二十二日まで

二 縦覧場所

垂井町役場

県道		神赤 戸坂線		安八郡神戸町大字西保字 村東一九三番四地先から 同 郡同 町大字同 字 同 一九三番一地先まで		後	前		
						三・五 二・〇	二・五 二・〇		
						三・〇	三・〇		

令和五年十月二十四日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社